

別紙様式2

老人福祉施設監査資料（軽費老人ホーム（ケアハウス・A型））（実地監査）

● 添付書類

- (1) 本年度事業（運営）計画書
- (2) 前年度事業報告書
- (3) 直接処遇職員の直近月勤務割表（写し）
- (4) 施設平面図（市へ届出を行った直近のもの）
- (5) 位置図（自動車等で行くことができるもの）
- (6) 施設パンフレット

● 記入上の注意

- (1) 指導監査事項の項目ごとに自主点検を行うとともに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在等の状況を記入すること。
- (2) **薄黄色**に着色されたセルの入力に当たっては、下記の基準でプルダウンメニュー から該当内容を選択してください。
A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
- (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。
- (4) 資料（別表を含む）の作成に当たっては、できるだけ両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

設置主体		設置主体代表者氏名	
施設名		認可・届出定員	人
施設所在地	(〒 新潟市 TEL : FAX :	指導監査実施年月日	令和 年 月 日
		資料作成年月日	令和 年 月 日
施設長氏名		施設認可・届出年月日	年 月 日
資料作成担当者氏名		事業開始年月日	年 月 日
監査時 立会予定役員等 氏名		福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	年 月 日
講評時 立会予定役員等 氏名			

- 本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。

(共通)

社福法 昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」

軽費基準 新潟市条例第75号「新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

(社会福祉施設運営の適正実施の確保に関するもの)

労働基準法	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」
労基法規則	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」
昭47社庶第83号	昭和47年5月17日社庶第83号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」
昭53社庶第13号	昭和53年2月20日社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設の長の資格要件について」
昭62社施第107号	昭和62年9月18日社施第107号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」
平18福第1551号	平成18年1月12日福第1551号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における防災安全対策の徹底等について」
平21高齢第270号	平成21年6月18日高齢第270号新潟県高齢福祉保健課長通知「軽費老人ホームにおける防火安全体制の徹底について」
土砂災害防止法	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
平30新高第267号	平成30年6月15日新高第267号「水防法等の一部改正に伴う避難確保計画の作成等のお願い」
平14福第174号	平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針について」
平15高齢第1021号	平成15年11月28日高齢第1021号新潟県福祉保健部長通知「老人福祉施設等における事故等の防止の徹底について」
平18福第118号	平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について」
平27新高第12号	平成27年4月3日新高第12号新潟市福祉部高齢者支援課長通知「高齢者施設等における事故防止及び事故報告の徹底について（通知）」
平18福第1983号	平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」

(適切な入所者処遇の確保に関するもの)

平13老発第155号	平成13年4月6日老発第155号老健局長通知「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」
平15社援基発第0725001号	平成15年7月25日社援基発第0725001号老健局計画課長 他 通知「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
昭62社施第38号	昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」
平17社援発第0222002号	平成17年2月22日社援発第0222002号老健局長 他 通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係わる報告について」
平成17年福第1866号	平成17年3月10日福第1866号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
平成17年福第1435号	平成17年12月16日福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について」
平18厚劳告示第268号	平成18年3月31日厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生等が疑われる際の対処等に関する手順」
平27老発0206第2号	平成27年2月6日老発0206第2号厚生労働省老健局長通知「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」
平27老発1113第1号	平成27年11月13日老発1113第1号老健局長通知「要介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」
感染症法	平成10年10月2日法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
感染症法施行令	平成10年12月28日政令第420号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令」
感染症法施行規則	平成10年12月28日厚生省令第99号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」
高齢者虐待防止法	平成17年11月9日法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(その他)

大量調理マニュアル 平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

平成12年6月7日社援第1352号老人保健福祉局長 他 通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
第1 社会福祉施設運営の適正実施の確保					
1 入所者の生活環境等の確保	(1) 居室等は運営基準にあった構造及び設備となっているか。	A・B・C	軽費基準第10条 附則第5条		
	(2) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。	A・B・C	軽費基準第10条第5項(1) ア		
2 施設の運営管理体制の確立	(1) 次に掲げる施設の運営についての重要事項を運営規程に定めているか。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ 虐待防止のための措置に関する事項 ク その他施設の運営に関する重要な事項	A・B・C	軽費基準第7条 附則第10条		
	(2) 利用料等の受領について ア 利用者から受領する費用は以下のものとしているか。 ①サービスの提供に要する費用 ②生活費 ③(ケアハウスに限り)居住に要する費用 ④居室に係る光熱水費 ⑤入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑥その他施設内で提供される便宜のうち、入所者に負担させることが適當と認められるもの	A・B・C	軽費基準第16条 附則第7条		
	イ 支払いを受けるに当たって、あらかじめ、入所者又は家族に対し、その額を記載した書類を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。	A・B・C	軽費基準第16条第2項 附則第7条第2項		
	(3) 施設運営等に必要な記録を整備しているか。 また、入所者に関する記録は5年間保存しているか。	A・B・C	軽費基準第9条 附則第10条		

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
	(4) 介護職員等は、配置基準に基づく必要な職員を確保しているか。	A・B・C	軽費基準第11条 附則第6条	第1-1	
	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	A・B・C	軽費基準第6条 附則第10条	第1-2	
	(6) 施設長の適格性及び施設の運営管理体制について ア 施設長の資格要件を満たしているか。 イ 施設長は専任者を確保しているか。 ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じない ような体制をとっているか。	A・B・C A・B・C A・B・C	社福法第66条 軽費基準第5条第1項 附則第10条 昭47社庶第83号 昭53社庶第13号	第1-2	
	(7) 生活相談員の資格要件を満たしているか。	A・B・C	軽費基準第5条第2項	第1-2	
3 必要な職員の確保と 職員待遇の充実	(1) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 (2) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置等を講じているか。 (3) 職場におけるハラスメントの防止のため、以下の措置を講じているか。 ・ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び従業者 への周知・啓発 ・相談等への対応のための窓口の設置、労働者への周知	A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第24条 附則第10条	第1-2	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
4 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照</p> <p>(2) 全ての従業者に対して、業務継続計画に係る研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用時にも実施しているか。</p> <p>(3) 業務継続計画に基づいた訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施しているか。</p> <p>(4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第24条の2 附則第10条	第2	
5 秘密保持	<p>守秘義務について</p> <p>ア 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>イ 職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。</p>	A・B・C A・B・C	軽費基準第29条 附則第10条		
6 防災対策の充実強化	<p>(1) 防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。</p> <p>(2) 消防計画等の状況について</p> <p>施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他 の非常災害に関する具体的な計画を立てているか。</p> <p>※災害時対応マニュアルに最低限盛り込むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 ・避難経路 ・自力で避難できない入所者等の避難方法 <p>マニュアルの作成にあたっては、実効性を高めるために各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関（消防署など）や、地域防災計画を定める市町村から指導・助言を受けているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第8条 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 平30新高第267号	第3-1 第3-2	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
	<p>市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。</p> <p>※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、防災担当課へ確認の上、回答してください。</p> <p>ア 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内 イ 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内</p> <p>(要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)</p> <p>ア 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成をしているか。 イ 作成した計画は市町村担当課へ報告しているか。 ウ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。</p>				
	(3) 非常災害時における防災体制について				
	ア 近隣の施設・地域住民との協力体制（地域の自主防災組織等を含む）を確立しているか。	A・B・C	平21高齢第270号 昭62社施第107号		
	イ 夜間勤務職員の非常災害時における役割は明確になっているか。	A・B・C	平18福第1551号		
	ウ 非常時連絡系統図を作成しているか。	A・B・C	消防法第8条、第17条の3の3		
	エ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務除く。）を行わせているか。	A・B・C	消防法施行令第1条の2 第3項、第4条の3、第10条、第12条、第21条、第23条	第3-3	
	(4) 消防・防災訓練等の実施状況について				
	ア 避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しているか。 (訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか)	A・B・C			
	イ 夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施しているか。	A・B・C			
	ウ 実施する場合、消防署へ事前通知しているか。	A・B・C			
	エ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的に行っているか。	A・B・C			
	(5) 防災設備等の整備・点検について				
	ア 設備等は適正に整備しているか。	A・B・C			
	イ 専門業者による定期的な点検を行っているか。	A・B・C			

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
7 事故防止及び事故発生時の対応	<p>(1) 事故防止の対応について</p> <p>ア 事故発生の防止のための指針及び事故防止マニュアルを整備しているか。 (「事故発生の防止のための指針」に盛り込むべき事項)</p> <p>①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかつたが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係わる安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針 ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>イ 「事故事例」や「ヒヤリ・ハット事例」の収集と分析を行い、マニュアル等に反映させているか。</p> <p>ウ 事故事例等から検討した改善策を職員に周知徹底するための体制を整備しているか。</p> <p>エ ①事故発生の防止のための委員会を定期的に行っているか。 ②事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的に年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生防止の研修を実施しているか。</p> <p>オ 上記ア～エの措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	A・B・C	軽費基準第33条 附則第10条 平14福第174号 平15高齢第1021号 平18福第118号 平27新高第12号	第4-1	
	<p>(2) 事故発生時の対応について</p> <p>ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は速やかに市町村・入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってい るか。</p> <p>ウ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。</p>	A・B・C	軽費基準第33条第2項、第3項、第4項	第4-2	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
8 入所者預り金等の取扱いの状況	(1) 入居者の金銭、預金等の管理は、入居者自身が行うことを原則としているか。 (2) 取扱いは以下のようにになっているか。 ア 入所者等と施設との間で契約(合意)を書面により取り交わしているか。 イ 預り金に係る個人別出納台帳を作成しているか。 ウ 通帳は個人別となっているか。 エ 通帳及び印鑑管理 ①通帳と印鑑の管理者を分けているか。 ②通帳と印鑑は各々別の場所で鍵のかかる保管庫等に保管されているか。 オ 管理者等の管理責任者による例月点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。 カ 身元引受人等への収支報告等 ①身元引受人等への収支報告を四半期に1回以上行っているか。また、その記録を残しているか。 ② 親族等への収支報告を行った際には、親族等からその内容を確認した旨の書類を微しているか。 キ 金銭の授受にあたっては、受領書の受け渡しを行っているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	平18福第1983号	第5	
第2 適切なサービスの提供					
1 入退所手続き	入退所手続きの標準化について ア 入所者は60歳以上で身体的機能の低下が認められ、家族による援助を受けることが困難な者か。 イ サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 ウ ①当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。 ②契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 ③入所者、設置者双方の契約解除条項を契約書上定めているか。 エ 入所者の退所に際しては、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第12条、第13条、第14条 附則第10条		
2 サービスの提供	サービスの提供について ア 入所に際して、利用者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等を把握し、入所後の適切なサービスの提供に結びつけているか。 イ 提供したサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要事項を記録しているか。 また、入所者又は家族に対し、それらをわかりやすく説明しているか。 また、その記録は完結の日から5年間保存しているか。	A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第9条、第14条、第15条、第17条第1項、第2項 附則第10条		

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
3 虐待防止	<p>(1) 施設職員による高齢者虐待を防止するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施するとともに、新規採用時にも必ず実施しているか。</p> <p>エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>(2) 施設の職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に通報しているか。</p> <p>(高齢者虐待となる行為：高齢者虐待防止法抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>軽費基準第33条の2</p> <p>高齢者虐待防止法第2条 5項、第20条、第21条</p>	第6	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
4 身体的拘束等	<p>(1) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p style="text-align: center;">(身体拘束禁止の対象となる具体的行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。 ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 	A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第17条第3項、第4項、第5項 附則第10条 平13老発第155号（身体拘束ゼロへの手引き） 平13老発第155号の6	第7	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
	<p>(3) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。</p> <p>（参考 特定施設入居者生活介護指定基準の解釈通知で想定している内容）</p> <p>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>（参考 特定施設入居者生活介護指定基準の解釈通知で盛り込むこととしている項目）</p> <p>イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用時にも必ず実施しているか。</p>	A・B・C	A・B・C	A・B・C	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
5 生活相談等	(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。また、入所者と家族との交流の機会を確保するよう努めているか。	A・B・C	軽費基準第19条 附則第10条	第8-1	
	(2) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。	A・B・C	なし		
	(3) 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めているか。	A・B・C	第8-2		
	(4) 入居者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。	A・B・C	軽費基準第20条 附則第10条	第8-3	
	(5) 入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めているか。	A・B・C			

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
6 衛生管理等	(1) 衛生管理、医薬品管理について ア 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 イ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。	A・B・C A・B・C	軽費基準第26条 附則第10条 平15社援基発第0725001号	なし	
	(2) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止について ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的に開催しているか。また、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底しているか。 イ 感染症及び食中毒のまん延防止のための指針(マニュアル)を整備しているか。 ウ 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施するとともに、新規採用時にも必ず実施しているか。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。 オ 感染症等が発生した場合の事後対策は適切に行っているか。 カ 感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市保健所等等へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第26条 附則第10条 平17社援発第0222002号 平18厚労告示第268号 平17福第1866号 平17福第1435号	第9	
	【報告基準】 ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間に内に2名以上発生した場合 ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合				

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
7 入所者の健康管理等	<p>健康管理体制等について</p> <p>ア 入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。軽費老人ホームA型にあっては、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行っているか。</p> <p>イ 入所者の健康診断の記録を保存し、健康の保持・疾病の予防に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めているか。</p> <p>エ 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。</p> <p>① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>② 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>オ 一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出ているか。</p> <p>カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>キ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p> <p>ク 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めているか。</p> <p>ケ 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第21条、第27条 附則第8条第10条 感染症法第53条の2第1項 感染症法施行令第11条第1項第2号、第12条第1項第4号 感染症法施行規則第27条の2	第10	

項目	指導監査事項	自主点検欄	根拠法令	別表	確認書類等
第3 その他					
1 重要事項の掲示	<p>重要事項の掲示について</p> <p>ア 次に掲げる事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>①運営規程の概要 ②職員の勤務の体制 ③協力医療機関 ④利用料 ⑤その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>イ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p>	A・B・C	軽費基準第28条 附則第10条	なし	
2 苦情処理	<p>苦情受付及び解決の取り組みについて</p> <p>ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (苦情解決の仕組み)</p> <p>①苦情受付担当者（窓口職員等） ②苦情解決責任者（施設長等） ③第三者委員（福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員等）</p> <p>イ 苦情解決の要領（マニュアル）を定めているか。</p> <p>ウ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。 (周知の方法例)</p> <p>①事業所窓口への掲示 ②広報への掲載 ③利用契約締結時に説明</p> <p>エ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	軽費基準第31条 附則第10条 平12社援第1352号	第1 1	
3 前回指導監査指摘事項の改善状況	前回の指導監査（書面監査含む）で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C		第1 2	

老 人 福 祉 施 設 監 査 資 料 「別 表」
軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）

第1 職員の配置基準及び配置状況	2	第7 身体拘束の状況	7
第2 業務継続計画の策定等	4	第8 入所者の状況等	8
第3 防災対策の状況	4	第9 衛生管理等	9
第4 事故防止及び事故発生等の状況	5	第10 入所者の健康管理等の状況	9
第5 入所者預り金等の状況	6	第11 苦情解決の仕組み等の状況	10
第6 虐待防止の状況	7	第12 前回立入検査の指摘事項の改善状況	11

施 設 の 類 型	
施 設 名	

第1－1 職員の配置基準及び配置状況

入所（入居）定員 人 （うち一般入所者 人）※7										(資料作成日現在)				
職員の配置状況			施設長	事務員	生活相談員	介護職員	栄養士 管理栄養士	調理員 ※5	(医師)※6 常 非	(看護職員)	その他 (用務員等)	その他 ()	その他 ()	合計
施設の配置職員	入所（入居）定員に対する配置基準数 ※1		1					—	—	—	—	—	—	—
	現 員 ① + ②													
	配置職員	①常勤職員	正規職員											
		②非常勤職員 ※2	ア	※3										
	兼務職員 (配置職員の再掲) ※4	イ	上記以外											
		ショートステイ												
		デイサービス												
	その他 ()													

(注) ※1 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定する基準数を記入すること。

※2 正規職員以外の職員を記入し、正規職員の勤務時間に換算して得た数を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで記入すること。この場合の換算数とは、非常勤職員の週当たり実労働時間の合算数を正規職員の週当たりの実労働時間で除して得た数をいう。

※3 勤務時間が正規職員と同じ者を記入すること。

※4 兼務は原則として配置基準を上回る職員（職員の配置基準等において兼務が可能な場合はこの限りではない）についてできるものあり、兼務時間数を記入するのではなく、兼務する職員数を記入すること。

※5 調理業務を委託している場合は、正規職員欄に業務委託と記入すること。

※6 「常」は常勤医師、「非」は非常勤医師である。非常勤医師は、実人員を記入すること。なお、施設長が医師を兼ねている場合は、施設長欄に記入し、「非」欄は施設長兼務と記入すること。

※7 一般入所者とは、入所者であって「指定特定施設入居者生活介護」、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」又は「指定介護予防特定施設入居者生活介護」の提供を受けていない者をいう。

第1－2 職員の状況

(資料作成日現在)

職種名	氏 名	資格	常勤・非常勤	専従・兼務	兼務先事業所名とその職種	当該事業所の勤務割合	経験年数		備考	
							現施設経験			
							就職年月日	勤続年数		
(記載例) 介護職員	○ ○ ○ ○	介護福祉士	常勤	兼務	○○ヘルパーステーション/訪問介護員	0.5	令和6年04月01日	1年4月	10年10月	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注) * 1 本表は、全職員の状況を記入すること。

* 2 「専任兼任の別」欄には、専任又は兼任を記入すること。当該施設にのみ常時勤務する場合を専任とし、当該施設以外にも収入及び時間的拘束の伴う仕事を有している場合を兼任とする。

* 3 「資格」欄には、職種に関係のある資格を記入すること。

* 4 行が不足する場合は、追加するかページを追加して作成すること。

第2 業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定年月日	年 月 日						(前年度実績)																							
感染症に関する研修	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日	新規採用時																								
災害に関する研修	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日	新規採用時																								
感染症に関する訓練	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日																									
災害に関する訓練	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日																									

第3－1 消防計画の状況

(資料作成日現在)

消防計画作成 年月日	年 月 日 作成	消防署への届出 年月日	年 月 日 届出
職員への周知方法			
防火管理者 職・氏名		防火管理者選任 消防署への届出日	年 月 日 届出

(注) 職員への周知状況は、具体的な内容を記入すること。

第3－2 避難確保計画（注）の状況

(資料作成日現在)

要配慮者利用施設	該当 ・ 非該当	市町村担当課への 報告年月日 (左記「該当」の 場合)	年 月 日 届出
避難確保計画の 種類を○で囲む			

(注) 新潟市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内又は津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に作成が必要。

第3－3 消防・防災訓練の状況

(前年度実績)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
消防訓練 ※該当箇所に○印	実施日													-
	避 難													
	救 助													
	通 報													
	消 火													
	災害に対応した避難確保計画 に基づく訓練													
	専門業者等による 防災設備の定期点検													
消防器具・避難経路等の 自主点検														

(注) 1 消防訓練以外の訓練及び消防器具等の点検については、実施日を記入すること。

2 夜間の避難訓練を実施した場合は、実施内容に「夜」と記入すること。

第4－1 事故防止及び事故発生等の対応

事故防止のための指針	有・無				
事故防止のためのマニュアル	有・無				
事故防止のための委員会	実施日	(前年度実績)			
事故防止のための研修	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日
		新規採用時			
事故防止のための実施担当者	職		氏名		

第4－2 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録等の有無	
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無

(注) 1 「事故等の内容・原因」、「再発防止策」は簡潔に記入すること。

2 記載しきれない場合は別紙とすること。

第5 入所者預り金等の取扱い状況

(直近月末の状況)

預かり金の有無	入所者数	預かり人数
有・無	人	人
通帳管理保管責任者 職・氏名	通帳保管場所	
印鑑管理保管責任者 職・氏名	印鑑保管場所	
①入居者または親族等との金銭受け渡し方法)		
②現金を保管する場合の保管方法		

(注) 1 入居者の所持金を管理している場合についてすべてを記入すること。

2 「管理の方法及び入居者又は親族等への手交方法等」

及び「現金を保管する場合の保管方法等」は簡潔に記入すること。

第6 虐待防止の状況

(前年度実績)

虐待防止のための指針	有・無					
虐待防止のための委員会	実施日					
虐待防止のための研修	実施日 新規採用時	1回目	月 日	2回目	月 日	
虐待防止のための実施担当者	職			氏名		

(資料作成日現在)

施設の従業員による高齢者虐待を防止するため、どのような措置を講じているか。

第7 身体拘束の状況

(前年度実績)

身体的拘束等の適正化のための指針	有・無			
身体的拘束等の適正化のための委員会	実施日 (3月に1回)	月 日		月 日
身体的拘束等の適正化のための研修	実施日 新規採用時	1回目	月 日	2回目
				月 日
身体的拘束等の適正化のための担当者	職			氏名

(資料作成日現在)

身体拘束の方法	件数	身体拘束の必要な理由	記録の有無	家族等の確認の有無
---------	----	------------	-------	-----------

第8－1 入所者の状況

(1) 60歳未満の入所者の状況

(資料作成日現在)

氏名	年齢	入 所 理 由
	歳	
	歳	
	歳	
	歳	
	歳	
	歳	

(2) 介護度別の状況

(資料作成日現在)

平均介護度	現員数	要介護 状態以外	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	人	人	人	人	人	人	人

第8－2 入浴の状況

(資料作成日現在)

区 分	一 般 浴	特 別 浴	清拭(定期)
利用者数	人	人	人
一人あたり	週 回	週 回	週 回
実施日(曜日)	曜日	曜日	曜日
入浴時間帯	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
介護員数	人	人	人
入浴時間帯	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
介護員数	人	人	人

第8－3 居宅サービスの利用状況(本文第2の5の(4)関係)

(資料作成日現在)

氏 名	年 齡	利用サービスの種類

(注) 「氏名欄」については、イニシャルの記入でも可とする。

第9 衛生管理等

感染症及び食中毒のまん延の防止の指針	有・無		(前年度実績)		
感染症及び食中毒のまん延の防止の委員会	実施日 (3月に1回)		月 日	月 日	
			月 日	月 日	
感染症及び食中毒のまん延の防止の研修	実施日	1回目	月 日	2回目	月 日
		新規採用時			

第10 入所者の健康管理等の状況

(1) 入所者の健康診断等の状況

実施日	受診人数	検査内容	実施状況
(記入例) ・30/6~30/7	60人	定期健康診断	○○検診センター

(2) 協力医療機関及び協力歯科医療機関の状況

協力医療機関名	診療科目	委託料(年額)	契約日(契約期間)
			年 月 日 (契約期間)
			年 月 日 (契約期間)
			年 月 日 (契約期間)

第11 苦情解決の仕組み等の状況

(1) 苦情解決の仕組み

(資料作成日現在)

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職 氏名	
苦情解決責任者	有・無	職 氏名	
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等) 氏名	
苦情解決のための要領（マニュアル）の整備			有・無

(2) 苦情解決仕組みの周知方法

(資料作成日現在)

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

(3) 苦情解決結果の公表方法

(資料作成日現在)

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

第12 前回指導監査の指摘事項の改善状況

区分	指 摘 事 項	改 善 状 況
施設運営管理 に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
入所者待遇の確保 に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
組織運営・人事管理 及び財産管理 に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。